



2018年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ
代 表 者 名 代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉
(コード番号 7321 東証第一部)
問 合 せ 先 グループ戦略部長 藤本 剛
電 話 番 号 06-7733-7000 (代表)

自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による自己株式の買付けに関するお知らせ
（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び
自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による自己株式の買付け）

当社は、2018年5月11日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議しましたので、お知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由

今後の機動的な資本政策の遂行を可能にするため、行うものであります。

2. 取得の方法

本日（2018年5月11日）の終値（最終特別気配を含む）883円で、2018年5月14日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）において買付けの委託を行う（その他の取引制度や取引時間への変更は行わない。）。
当該買付注文は当該取引時間限りの注文とする。

3. 取得の内容

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 取得する株式の総数	807,600株
(3) 株式の取得価額の総額	713,110,800円
(4) 取得結果の公表	午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表する。

(注1) 当該株数の変更は行わない。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もある。

(注2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行う。

4. その他

当社と株式会社関西アーバン銀行及び株式会社みなと銀行との間で 2018 年 4 月 1 日に実施された株式交換により、当社子会社である株式会社関西アーバン銀行、株式会社みなと銀行、株式会社みなとカードに割り当てられた当社株式を取得することを前提としております。

尚、本日開示した『子会社が保有する自己株式の取得に関するお知らせ（会社法第 163 条の規定に基づく子会社からの自己株式の取得）』の内容は取り消すものとします。

以 上

(参考) 2018 年 4 月 1 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	373,266,219 株
自己株式数	0 株